

機械（精密機械を除く）器具製造業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11～12	鉄板1にフックをつけクレーンでつり上げ、鉄板2、3を外す作業をしているとき、当日は鉄板が3枚ありフックがついた鉄板1以外は固定されてなく、クレーンでつり上げた際、2枚目の鉄板（200kgくらい）と3枚目の鉄板（200kgくらい）が動く状態で、また鉄板1の片側のみにフックを掛けクレーンで持ち上げたので、鉄材自体が不安定に揺れていて、とっさに鉄板1と2を左手でつかんで揺れを抑えようとしたところ、傾きが逆になり、鉄板3が戻ってしまったため、3に左手指を挟んだ。	36	1～9
1	11～12	ポール板（機械名）で作業中、約5センチ位の製品の面取り作業中、軍手が巻き込まれ、左手人差し指を負傷し、9針縫った。	43	10～29
1	10～11	工場内の油圧シャーで3.2tの鉄板を巾3.0mm、長さ1mに切断中、安全カバーのくぼみへ手を入れて作動した時、安全カバーの下の隙間から切断刃の方へ左手指が入り込み、シャーの刃で左人差し指・中指・薬指の先（第一関節と指先の間あたり）を切断する。安全手袋をしていた為、手が安全カバーの下に入り込んでいることに気付かず、機械を作動してしまった。	30	1～9
1	18～19	作業場において、旋盤で作業中に回転しているチャックに左手の中指と人差し指があたってしまい、指2本を負傷した。	33	30～49
1	15～16	本社工場内東棟機械加工場にて、汎用フライス盤を使い鋳物で出来た品物の平面加工実施中に、何らかの理由・原因により、右手にはめていた軍手もしくは袖口が回転中の刃物に巻き込まれ、その勢いで体ごとフライス盤のテーブル上まで持ち上げられ、巻き込まれてしまった。	41	10～29
		工場内アウトリガー組立9Tにおいて、製品のアウトリガーインナーケースをク		100

1	14~ 15	レーンで吊り上げ時、インナーケースが不安定に動いたため動きを止めようとして吊り上げ、治具に左手をかけたために治具の可動部に左手小指を挟まれて負傷した。なお、当日は1人作業であり、爪1/3ぐらいが残った状態である。	61	~ 299
2	11~12	研磨室でセンターレス研削盤から品物を取り出す作業をしている時、回転している研削砥石と品物が接触した。品物を取り出そうとしていた右手が一緒に持っていかれ、右手中指と薬指を巻き込み負傷した。	22	50~ 99
2	1~2	当社にてクレーンを使い架台（重さ1t）を反転させている際、スリングベルトを掛ける位置が架台の重心でなく片寄ったところに掛けてしまい、クレーンで持ち上げたところ架台が傾き、止めようと手を出したところにスリングベルトが滑ってきて、架台とベルトの間に左手が挟まれた。	41	30~ 49
2	11~12	圧入機（圧力550kg）に複数部品を重ねて組立作業中、右手でプレスボタンを押していたところ、右側のリングが落下したため咄嗟に左手で取ろうとしたため、左手中指の指先が圧入機稼働部と部品の上に挟まり負傷した。	40	100 ~ 299
2	8~9	フライス作業中、敷板がエンドミル（刃物）に接触しかけたので、敷板を移動させようとしたところ、左手がエンドミルに接触し、巻き込まれた。	52	30~ 49
2	15~16	事業場内製造5課で、空調機用のドレンパン（結露水を受けるステンレス製の受け皿）に勾配をつけるため、作業員2人でプレスブレーキによる曲げ加工を行っていた際、一方の作業員（被災者）が曲げ角度を確かめようとプレスと鋳金の上に非常停止ボタンを押さずに手を入れたところ、もう一方の作業員が手が入っていることを確認せずに、また声かけなしにプレスを動かしてしまい、プレス金型と鋳金に指を挟まれ、骨折した。	54	100 ~ 299
2	16~17	組立2課1係昇温浄油（ブラッシング）工程において、被災者がVi020（2tバックホー）を所定位置に滞留機が置いてあった為、その付近に停車させ本機から降車した時、後ろから出荷検査員が運転するVi055（5tバックホー）がバックして来て、Vi055のブレード（排土板）とVi020のクローラの上に左足を挟まれ負傷する。	48	500 ~ 999
2	10~11	被災労働者がボール盤を使用して製品の穴明け作業に従事していたが、加工数が多く急いでいたので、ボール盤を主軸を停止せず脱着作業を行った為、主軸に付	33	50~

		いている回転工具に手袋着用の右手を巻き込まれ負傷したものである。		99
3	10~11	事業場内にて、自動丸鋸切断機に材料を固定するために油圧バイスを締めたとこ ろ、誤って材料と油圧バイスの間に右母指を挟んでしまい、負傷した。	39	30~ 49
3	10~11	当社工場内において、半製品（金属板、たて20mm×よこ70mm×厚さ1mm）をプレ スブレーキにて曲げ加工中、操作する金型下降用足踏スイッチの上に足を置いた まま、たわんだ金属傷防止シートを直していたところ、不意に足踏スイッチを踏 んでしまい、両手の母指以外の指8本が金型に挟まれ骨折した。	27	50~ 99
3	16~17	本社機械第2工場にて、工作機械（NC横中ぐり盤）で本体加工検取り中に、回転 しているΦ50mmのカッターを回転していないと思い込み、ワークの状態を確認す るため覗き込もうとし、右手首辺りを持って行ってしまい、手首から肘まで巻き こまれた。	34	100 ~ 299
3	16~17	工場内にて旋盤でサンドペーパーをかけているとき、右手が巻き込まれた。	70	10~ 29
3	13~14	製作工場でステンレス鋼板を曲げる作業中（1人）、ベンディングマシンのパン チとダイの間に手を入れて鋼板を掴む時にペダルを踏んでしまい、パンチとダイ に挟まれて指を数本骨折した。	29	10~ 29
3	13~14	工場内の組立エリアで歯車の清掃作業をしているときに、回転中の歯車にゴミが 付着していたので取り除こうとしたところ、左手に持っていたウエスと装着して いた手袋が歯車に巻き込まれ上肢左手指を損傷した。	22	30~ 49
3	7~8	工場内で、毎日ベアリング旋削加工用の機械の暖機運転を行っているが、誤って 機械本体と製品切削用バイトの間に手を持って行き、右手中指を挟み、骨折し た。	28	10~ 29
4	11~ 12	洗浄を終えたショベルカーアタッチメント（油圧ブレーカー重さ約2,500kg） を、クレーンを使って所定の場所に戻そうと吊り上げた際に、吊り上げたブレー カーが横揺れし、その揺れをとめようと左手を出したが止めきれず、ブレーカー と所内の柱に挟まれ負傷した。	22	1~9
		客先工場でフィードバーの高さを調整しようとガイドの解体作業していた。		

4	10～ 11	フィードバルンサーにエア圧が入ったままガイドを止めているボルトを緩めたため、エア圧によりガイドが瞬時に上昇し、フィードバーとガイドに左手を挟まれてしまった。	31	500 ～ 999
4	15～ 16	場内プレスブレーキにて鋼材の曲げ加工中に、鋼材をセットし手を離し、フットスイッチを踏み込み終わってフットスイッチから足を離し、作業する工程中にフットスイッチ部に足を入れた状態で鋼材をセットして誤って指が挿入されている状態でフットスイッチを踏んでしまい、右手中指、薬指の第一関節から上が挟まれた。	18	50～ 99
4	15～ 16	フライス盤で製品を加工中、工具に指を近づけてしまった為、左人差し指を挟んでしまった。	31	1～9
4	11～ 12	同工場内にてボール盤を使用し製品のバリ取り作業中、左手が回転部に接触しまき込まれ、親指を負傷した。	63	10～ 29
4	9～ 10	会社工場内にてフライス盤を使用して平鉄の長穴加工の作業中、フライス盤のドリルが回転している状態で、手袋（やや厚手）をしたままオイルノズルを避けようとしたとき、誤って手袋ごとドリルに巻き込まれ、左手環指を負傷した。	60	1～9
4	19～ 20	弊社工場で機械を梱包するためリフトで機械を持ち上げてラップを巻きつける作業をしている時に、少し移動しようとしたところ、リフトの前輪で左足を踏まれた。	41	100 ～ 299
5	8～9	自社工場内NC旋盤で、ボルトねじ切り仕上げ加工前の表面が粗かったため、ペーパー（＃150）で、磨き処理をしていたところ、ペーパーが品物に巻き込まれ、ペーパーを持っていた右手が引っ張られて品物にぶつかり、右指を損傷する。	49	10～ 29
5	11～ 12	トイレ介助中、利用者の前方を介助する役割であった。利用者がトイレが終わり、車椅子に移る際、利用者の膝が崩れ前方に倒れたため支えたところ、利用者の体重がかかったため背中が反り痛めてしまった。	29	50～ 99
5	12～ 13	第一工場にて、治具作りの為、汎用旋盤で丸棒を帯状の布ヤスリで作業中、一旦加工機より離れ他の用で着用した軍手を着けたまま作業を再開した為、回転している丸棒と布ヤスリに軍手が巻き込まれ両腕を負傷した。	67	10～ 29

5	15～ 16	建設機械部品の寸法不良を手直しするため、油圧ジャッキとパイプを使用し広げる作業を2人で行ない、1人はジャッキ、1人はパイプを手で持ち押さえていたところ、加圧が最大になったところでジャッキが外れ、パイプを持っていた1人がパイプと高さ調整をしていた当て木材の間に右手人差し指を挟み骨折した。	52	30～ 49
5	17～ 18	工場内にて旋盤機を使用して金属加工を行っていたとき、作業途中にペーパーを使用して手作業で仕上げ作業を行っていた際、誤って回転している部分に左手先端部分及び右手先端部分が巻き込まれた（手袋着用）。	30	10～ 29
5	11～ 12	工場内の作業場において、作業台の上にある金属加工物（186×14×18cm）にマグネットを付け持ち上げようとセッティングしていたところ、マグネットが外れてしまい、手で支えようとしたが、作業台と加工物の間に右手親指を挟んで骨折した。	69	1～9
5	10～ 11	本社工場1階作業場において、鉄板（厚1.6×70×100cm）2枚をクレーンにて移動作業中、右手でクレーン操作し、左手を鉄板に添えていた為、バランスを崩して鉄板が滑り落ちた際、左手を引き遅れ小指を挟み、左手小指を裂傷（神経断裂）および骨折した。	34	10～ 29
5	17～ 18	工場内でベンダー（折り曲げ機）の操作方法を先輩社員が説明し、ステンレス鋼板の厚さ3mm、幅388mm、長さ922mmの板を実際に曲げる作業を教えていた時に、外国人研修生に曲げるポイントを見ているよう声をかけて、先輩社員が実際に曲げようとしたところ、言葉がまだよく理解できていなかったのか、曲げようとしていた板に片側を補助しようとして右手を差し出してしまい、右手中指をベンダーに挟まれて中指を骨折した。	23	10～ 29
5	13～ 14	派遣先工場にてガス器具の製造作業に従事中、鋼製パイプ（直径1cm、長さ20cm程）を加工機の差し込み口にセットし、機械が作動するとパイプを挟んで固定し加工を開始するのだが、パイプを深く持ってセットした為、安全センサーが指に反応して機械が作動しなかった。被災者は作動しない原因が分からず、作動ボタンを乱打しているうちに機械が作動してしまい、パイプを持っていた左手の母指が機械に挟まれた。	53	300 ～ 499
		工場内機械職場にて、8m旋盤での主軸加工を終え、ワイヤーを使い主軸を下ろそ		

5	14～ 15	うと2人のうち1人が主軸の北側で玉掛け、もう1人が南側でクレーン操作を行い、両者がワイヤーを手で支えながら重心位置を指示していたところ、少し巻き上げたワイヤーが内側に絞られ、手を添えていたワイヤーと主軸の段差部との間に右手親指を挟まれてしまった。	30	100～ 299
5	12～ 13	被災者は、ロット切り替え作業で残品を確認していた。ラビットコンベア下部に残品を確認したため取り除き、他に残っていないか確認をしようと、動いているコンベア内に左手を入れ探している時、回ってきたコンベアのアタッチメントとフレームとで左手親指を挟んだ。	41	300～ 499
5	8～9	当社工場にて製品をクレーンで吊り、床面に降ろす作業をしていた際、製品と機械面板と取り付け具との間に左手薬指を挟み負傷した。	32	1～9
5	11～ 12	C工場シャワー洗浄機にて、L6工程上がり品をシャワー洗浄作業を行う為、洗浄機コロコンにのせ移動させたところ、コロコン台がずれて傾きロット缶が落下した為、洗浄機のアングルとそのロット缶との間で右手小指を挟んだ。	36	300～ 499
5	17～ 18	パワーマスターを操作中、加工終了時に刃物台が原点に戻る時、センターと刃物台の間に足が挟まった。	23	10～ 29
5	13～ 14	卓上グラインダーを使用してポジショナーに取り付けるL字型ワーク（長さ6.3cm、幅3.5cm、ステンレス製）のバリ取り作業中、バリを取る部分を変えるのに、角度を変えた時にワークがグラインダーに吸い込まれ、ワークを掴んでいた右手中人差し指、中指、薬指を骨折した。	31	10～ 29
5	15～ 16	工場内でバンドソーを使用してパイプ切断の連続作業を行っていた。材料を切断し、鋸刃ハウジングが下降端に達すると鋸刃の回転が自動的に停止するのだが、慣性の為に完全停止まで約10秒を要する。完全停止を確認せずに次の動作（鋸刃ハウジングを上昇させバイスを緩め材料を引き寄せる）に移ったため、回転する刃に軍手が触れて巻き込まれた。	59	50～ 99
6	19～ 20	社内作業場で充填装置製作、調整中に、右手での電磁弁の誤操作により、バルブ部エアシリンダーの接続箇所の汚れを拭き取ろうとして、左手人差し指を挟んでしまい、第一関節部付近を断裂した。	37	1～9

6	14~ 15	被災者は、給材機付NC旋盤を使用していた。受注した空圧制御の部品シャット（φ10×93.5）の成型加工中、被加工材と刃物との間に切削屑が絡まった為、除去すべく備え付けのカギ爪付棒で掻き出そうとしたが上手くいかず、軍手着用のまま全停止（非常停止）ボタンを押すところを、オプションストップボタンを押してしまった。被災者は勘違いし、機械は全停止するものと思い、右手をその間に差し入れ、当該切削屑をつまみ出そうとした時に機械が再稼働し、右手示指DIP関節部を巻き込まれて受傷したものである。	55	30~ 49
6	15~ 16	製缶場で、製品をクレーンで移動させている時に、玉掛けしていて、注意を怠り、ベルトに指を挟んだまま吊り上げてしまい、指を負傷してしまった。	73	10~ 29
6	14~ 15	歩行型全自動野菜移植機の圃場耐久試験中、植付速度時速1.7kmで走行中の機械の横につき、歩きながら機械の状況を観察していた。その時、クローラ内部に溜まった土が気になり、蹴って落とそうと左足を入れたところ、上部スプロケットとクローラの間で左足先端が挟まれた。	28	1000 ~ 9999
6	9~ 10	荷降ろし作業中、クレーンで鋼材を荷と荷の間に降ろしていたところ、荷と荷の間に鋼材が引っ掛かったため、右手で寄せていた時、右手小指を挟み負傷した。	47	10~ 29
6	14~ 15	工場出入口にて排水溝の掃除終了後、2人で付設の蓋を伏せていく作業中、手元がずれて、約20kgのコンクリート製蓋に右手指を挟み、右中指・環指挫傷、右環指末節骨折した。	62	1~9
7	11~12	トラックの荷台で作業中、足を滑らせて左足をパレットに強打し裂傷を負った。	28	1~9
7	10~11	工場内のNC旋盤のベルトを掃除している時に、機械を止めないで掃除をしたため右手指先を巻き込まれてしまった。	25	1~9
7	17~18	本社工場内にて加工前の準備作業として、材料である鉄の丸棒の皮むき（錆取りなどの表面をきれいにすること）を旋盤を使用し丸棒を回転させながら行っていた際に、作業済みの表面部分に気になるところがあり、手袋をした状態で触れたところ、残っていた表面の凹凸に手袋が引っ掛かってしまい、慌てて手袋から手を引き抜こうとした際に強い負荷がかかり負傷したものである。	68	30~ 49
7	11~12	ショットブラスト材でショット作業をしている時に作動中のコンベア上の処理後	69	30~

		製品を直接で取り扱い安全扉と処理後製品に指が挟まれ受傷した。		49
7	14~15	機械場で加工品を移動するため、ハンドリフトに載せようとして、動かそうと加工品を持った時それが転がりハンドリフトの背当てに当たった。そこに指があったのでハンドリフトと加工品の間に挟まり負傷した。	46	10~ 29
7	11~12	工場内で遠心分離装置を用いてシャフトの洗浄を行っていた際に遠心分離装置の蓋を開けワークを開けワークを取り出した所、本来100度程度開くがうしろに柵がありアミかごが置いてあったため90度程度しか開いていなかった。しっかりと開いていない蓋が作業中に閉じ、手を挟んだ。	59	500 ~ 999
7	17~18	工場内のミゾイレ加工機の製品を締めつける装置に人差し指を挟まれて骨折した。製品を持ったまま、締めつけのレバーを入れたため挟まれてしまった。	25	1~9
7	16~17	工場機械加工ライン、刃具交換作業をしている時、設備を自動運転から各個動作に切替、刃具交換作業に移った際、主軸のプーリーベルトの張りも同時に確認しようとして、プーリーカバーの隙間から、手先を入れた時、カバーで覆われていたために、主軸が回転動作していることに気づかず、回転するベルトとプーリーの間指先を挟まれ負傷した。	39	100 ~ 299
7	8~9	製作工場内において、汎用旋盤を使用して、製品（φ30×60L）をチャッキングし布ヤスリ掛け作業中軍手を着用していたため、軍手が布ヤスリ及びチャックに絡まり人差し指が巻きこまれ、爪部から上を損傷。	68	10~ 29
7	15~16	自宅兼事務所駐車場で冷蔵庫を2tトラックの荷台に引き上げようとした時、ドアが開かないようにしていたチェーンを持ち、引き上げたところ少し動き下から持ち上げる力とでチェーンの間に指が挟まった。	34	1~9
7	14~ 15	当工場内で金属製ねじを汎用旋盤で加工する作業中、機材を動かしたままねじに付いた削りくずを布で拭きとろうとした際、布と右手の小指が機械に巻き込まれて切断し、救急車で搬送された。（内径ネジに巻き込まれてちぎれてしまった。）	27	50~ 99
		板金工事において、農業機械部品の作成で150トンプレス機械を使用して、耕運機（主変速）の送り抜き作業が終了し、プレス機右横の台の上で、作業票の記入		100

7	14～ 15	をし、それが終わり、再びプレス機の正面に行き、抜きカスを取ろうと、ビニール手袋をした手を出し、思わず足でフットスイッチを踏んでしまい、機械が作動し、右手を金型に挟まれて負傷した。長さ1m強の抜き打ち作業終了後に、抜きカスを取ろうとしたものであり、安全装置は、切の状態であった。	38	～ 299
7	10～ 11	工場内でKP車輪（トラクタ用補助車輪）のパイプベンダー作業中に、曲がってくるパイプをベンダーロールに干渉させないようにするため、パイプを持ち上げようとしたとき、右手中指をベンダーロールとパイプに挟み込んでしまい、指先1cmを損傷し、中指の骨にひびが入ってしまった。	22	50～ 99
7	11～ 12	旋盤作業中、左手を機械に巻き込まれて、手首を損傷した。	31	1～9
7	13～ 14	工場内で、ベンダー（曲げ加工機）を使いステンレス板（1300mm×900mm）を加工中に、板をセットして左手がのっている時にフットスイッチを踏んでしまい、左手第2指から第5指を挫滅した。	45	10～ 29
7	11～ 12	工場の組立場で、部品の内径を大きくするため、ボール盤を使って削る作業をしていたところ、リーマ棒に巻き込まれ、薬指を骨折した。最初は素手で作業していたが、指が痛くなってきたので手袋をしたところ、巻き込まれたものである。	69	30～ 49
7	9～ 10	製造工場内板金作業場にて、ひも出しロール機（鉄板に溝を作る機械）で作業するため、準備作業としてロール部のさび等を拭いていたとき、誤って足踏みスイッチを踏んでしまったため、機械が動作してしまい、回転したロール部に右手が巻き込まれ、薬指を骨折した。	55	30～ 49
7	11～ 12	2階製造部作業場にて、ウレタン加工時に右手にドリル、左手でウレタンを押さえて作業していた。通常作業ではなくイレギュラーな作業だったこともあり、特に安全装置などがなく、電動ドリルを誤って左手小指に干渉させてしまった。	51	30～ 49
7	16～ 17	工場内の機械作業場において、ボール盤で穴あけ作業中、ボール盤の回転を止めずに左手で切粉を取り除こうとした際、左手をボール盤に巻かれ負傷した。	19	10～ 29
7	8～9	通常はエアーホースを抜き、治具の交換をするが、その時に限り、エアーホースを差したまま入れ替えを行った。間違っって右手がレバーに触れたため、機械の一	43	50～ 99

		部が動き出し、左手の小指が挟まれ負傷した。		
7	17～ 18	会社工場内のプレス機械で、ステンレスの板を曲げているときに、不注意で右手薬指をプレス機械に挟み骨折した事故である。	40	30～ 49
7	10～ 11	海苔の攪拌機（縦270mm、横500mm、高さ80mm、重さ230kg）の組み立て作業をしていた。架台（縦2700mm、横500mm、高さ200mm、重さ180kg）に取り付けた軸（直径50mm、高さ70mm）、受主軸（直径80mm、高さ70mm）と減速機（縦300mm、横300mm、高さ500mm、重さ50kg）出力軸をはめ込む際に、減速機を吊り、バンドで縛り、ホイスト（クレーン）で吊り上げ、キーの位置を合わせたあと、軸が少し入るまで、手元スイッチでホイストを下げ、減速機を降ろし、軸が真っ直ぐになったときに減速機を降ろしたところ、スペンサーパイプ（直径34mm、高さ100mm）に左手を置いていたため、左手薬指を挟んで骨折した。	70	1～9
9	17～ 18	A2棟組立室6洗浄作業で部品を洗浄後、横に向ける際、部品とナイロンスリングの間にはさまれ、左手中指右端の欠損した。	22	100 ～ 299
9	13～ 14	弊社の工場内で（ハム・かまぼこ等の成型器を製造している）部品をプレス機で加工中、いすをすべらせてしまい右手の手元がくるい右手ひとさし指を負傷した。	68	1～9
9	9～ 10	工場内において、機械器具製造中、チェーンブロックに部品を吊り下げて埋め込む作業中、工作機械の金属製のふたに手袋をはさまれてしまい、そのまま右手親指を巻き込まれて負傷したものである。	45	10～ 29
9	8～9	構内作業場にて、直立ボール盤を使い鉄板に穴を開ける作業中、誤ってボール盤の回転軸に左手の手袋が巻きつき、そのまま腕が巻き込まれた。なんとか右手でスイッチを切り、回転を止めることができたが、左手首を負傷した。痛みが激しく急いで病院を受診、橈骨骨折と診断された。	50	10～ 29
9	9～ 10	板金工場内、溶接場で製品に溶接ナットを溶着の際に、インバータースポット溶接機の溶接電極部で左手人差し指を挟んでしまい、開放骨折と診断された。	29	50～ 99
	15～	当社工場A棟のCWT組立場において、プレート（t25*550*940:78kg）を約20cm		100

9	16	の高さでパイプと爪付き油圧ジャッキで仮置きした、そのプレートを両手で約30mm動かそうとした際に、爪付き油圧ジャッキから外れ、両手を挟まれた。	36	～ 299
9	14～ 15	旋盤装置においてロールの加工作業中、回転する加工品に付着した切粉に、右腕を巻き込まれ、右手前腕部で裂断した。	40	30～ 49
9	12～ 13	第5生産課CRB1区工程外径センタレス（粗加工）機にて、設備段取後、ワークを流動させた、ワークが残り少なくなってきた為、最終ワークの最後に外径ダミーをセットした。砥石の手前まで左手でダミーを押していた時、考え事をしていた為、左手が砥石入口部分までダミーを押してしまい、ブレードと砥石に左手中指が巻き込まれ受傷した。	34	～ 1000 9999
9	16～ 17	切断機フレーム供給口から切断品を右手で取っている最中に、次の切断寸法にバックゲージを作動させてしまい、右手人差し指を切断機テーブル背当て部とバックゲージで挟んでしまった。	26	50～ 99
10	15～ 16	ヘルメット、安全靴、革手袋を装着の上、ロッドスクレッパーを試運転中、異音がするためその原因を探ろうとし、動いているスクレッパー（糞尿処理機）のパドルの下にバールを差し込んだところ、尿構壁とバールの間に左手が挟まり、そのまま巻き込まれ左手小指第一関節が裂傷、骨折した。	46	1～9
10	10～ 11	工場内で素材をNC旋盤にセットする為、素材を旋盤の爪に仮固定し、爪にかけた状態で素材を回して適切な位置に爪が当たるように回していた。その際ふとした拍子に素材が爪から外れ、落とした素材と旋盤の間に中指を挟んだ。（素材は径30cm、厚み8cm、重さ30kg程度の鋼材。）	19	10～ 29
10	8～9	縦型マシニング操作時、工具長測定後にベースマスターを取ろうとしたが、誤ってアンクランプのボタンを押してしまい、左手甲の上に工具が落下しけがをした。	42	1～9
10	8～9	工場出荷センター前にて製品出荷準備中、フォークリフトのフォーク幅を調整していたところに、駐車していた4tトラックがバックを開始し、フォークリフトとトラック後部に挟まれながら、トラック後方に押された。	51	30～ 49
		当日工場内に於いて、板材（長さ10cm、巾4cm）をグラインダーで研磨作業中、		10～

10	8～9	板材を支えていた右手を、板材とグラインダーの台の間に挟まれ、その際、右手第2指先端を負傷。	57	29
10	16～17	機械組立作業中、回転物に右手薬指を挟まれ、右手薬指第一関節より欠損した。	65	10～29
10	15～16	ヘルメット、安全靴、革手袋を被着の上、ロッドスクレッパーを試運転中、異音がするため、その原因を探ろうとし、動いているスクレッパー（糞尿処理機）のパドルの下にバールを差し込んだところ、尿溝壁とバールの上に左手が挟まりそのまま巻き込まれ、左手小指第一関節部が裂傷、骨折した。	46	50～99
10	13～14	社内の旋盤にて、ローラーの軸をペーパー加工中、誤って巻き込まれ右指、左手首を負傷した。	34	10～29
10	9～10	当社機械加工場、旋盤にて部品加工中、旋盤にシャフトをセットし、サンドペーパーで磨く時にサンドペーパーの長さが20cm（不安全段取）ほどあったため、ペーパーが巻き込まれ、同時に手も一緒に巻き込まれてしまい、左示指、左手・前腕部を負傷した。	47	10～29
10	16～17	製作所組立二課の組立工場（I工場）にある荷物用のエレベーター内（2F）において、初めて使用する電動台車の操作を社員の指導を受けながら実際に操作していた。2Fエレベーター内から電動台車を出す際、電動台車操作盤にある前進・後退のトグルスイッチのレバーを後退に切り替えて後退させたが、電動台車の前方がエレベーター内の壁に干渉しそうになり、一旦前進させて干渉を回避させようとした。しかし、この時、実際には前進にスイッチが切り替わっておらず、またスイッチの状態確認も怠っていたため、スイッチが後退のままの状態でも電動台車のハンドルを持ちスロットルレバーを握ったところ、前進せず更に後退し、電動台車のステップとエレベーターの壁に左足首を挟まれた。	45	1000～9999
10	14～15	長尺旋盤でステンレスロールφ130×3mの軸受け部を、バイトで切削し、より精密に仕上げ加工を行うため、軸受け部の軸ハメアイ公差に研磨代0.02をつけて加工後、布ヤスリペーパーを使い工作物を回転させて指で掴み、公差内にする作業をしていた時にペーパーが工作物にくいつき、手袋をしていた指もろとも巻き込まれてしまった。	63	10～29

10	13～ 14	軸受部品を作る機械（単能機）でバイト（切削刃）を交換する際、本来は停止ボタンを押してから作業する決まりになっていたのだが、それを怠り作業していた。加工した品物が通過センサーを通ると、また機械が動くのだが、停止ボタンを押さずに作業したため、センサーに肘が当たり機械が動き指を挟まれた。	59	30～ 49
10	11～ 12	製造工場にて材料のワイヤーをコイル状に巻いたもの（500kg）を移動中に、荷が段差により倒れて足を挟んだ。	27	30～ 49
10	19～ 20	事業場内において、切断後の金網の曲がりを取るために3本ロール機へ入れる作業中、皮手袋が金網に引っ掛かり右手指がローラー部に挟まれて、人差し指及び中指に挫創を負ったもの。	23	10～ 29
10	10～ 11	自社工場で玉掛けの補助業務としてクレーンで吊ってあったエルボが揺れないよう手で支えていたところ、誤ってエルボの先端部分に右手親指を挟んでしまい受傷した。	32	10～ 29
10	9～ 10	今治ハッチカバーのエンド材の板継ぎ溶接作業に従事していた。板継ぎ溶接したエンド材約368kg（880×1.6M×t20と880×1.8MXt12）の裏側に敷いている裏当材と、その押さえつけ用のフラとバーを同時に引き抜くため、右手にバールを持ってこじ開け、左手に鉄を持ってその隙間に差し込んでいたとき、バールが滑ってエンド材が落ち、鉄と定盤間で左手の人差し指を挟まれ負傷した。	66	10～ 29
11	15～ 16	当社工場内において、製品の入った網パレット（600mm×900mm×400mm）（50kg）を二人で押して移動していたところ、別の網パレットに立て掛けていた板パレット（120cm×120cm）（38kg）が倒れて来た。その際、板パレットに左足が挟まり、小指の付け根を骨折してしまった。	43	50～ 99
11	11～ 12	当社第2工場内で、研磨機を使用し、棒状のステンレス製品（長さ600mm、重さ600g）の仕上げ作業をしている時、磨いていた製品を作業しやすいように持ちかえようとしたところ、左手に着けていた手袋が機械に絡まり、右手小指の第二関節から上を切断した。	30	10～ 29
11	9～	組立第一工場にて、MB46Vラムを前日に立てておいたが、転倒防止のジャッキを取り付けることを忘れていた。事故当日、ジャッキを確認しないまま作業を開始	24	50～

	10	し、タップ部清掃作業の際、ラムのバランスが崩れ、咄嗟に手を出してしまい、近くにあった鉄製の測定用台と右手を挟まれてしまった。		99
11	9~ 10	ショットブラストマシンを点検、修理している際、空運転中に、マシン内のベルトとプーリーの間に左手人差し指が入ってしまい左手人差し指内側を負傷したものである。	28	1~9
11	11~ 12	受入部品保管場所から部品（1m×50cm×40cm）を台車に載せて塗装ブースに2人で運搬中、台車と部品の上に誤って右手人差し指を挟んでしまい切れた。	27	10~ 29
11	17~ 18	被災者は工場で、テスト中の装置（電子線滅菌機）を分速約100mmで動かしながら、布にアルコールを染み込ませたもので拭き取り清掃を行っていた。右手をスプロケットのリブと軸支持横梁の間（約30mm）の間に右手（3~5指）を挟まれ挫創した。	31	100 ~ 299
11	10~ 11	シャーリングで鉄板の切断加工中、誤って左手を刃物に近づけてしまい左手中指を刃物にて負傷した。	69	1~9
11	9~ 10	バフ（円型の布が回っているところにステンレスの商品を当てて磨く）中に指を巻き込まれ、右手人差し指第2関節部分を切った。	68	10~ 29
11	12~ 13	ブロック平面研削盤DR200GS6201の排水口が、研削スラッジで詰まり、機械からクーラント液が漏れていた。休憩時間中に通行していた社員より連絡を受け、本人が調整用窓を開け、右手を入れて清掃を行った。その時に機械が急に動き出し、右手がテーブルに挟まれ負傷した。	54	500 ~ 999
11	18~ 19	工場B棟で天板（960kg）を定盤に移動させる為に、天板の片側をスリングで吊り、パレットと天板の間に木を入れようと左手でリモコンを操作をしていると、天板がスリングから外れ天板とパレットの間に右手薬指を挟み裂傷を負った。	38	10~ 29
12	11~12	加工職場にて、ボール盤を使用したタップ加工中に、バイスに挟んだ母材を入れ替える際、回転を停止させないまま行い、誤って右手小指が回転中のタップに巻き込まれてしまった。	73	—
		当社工場内に於いて、仮付け治具（当社専用品の為型式品番無し、高さ床上から台上800mm、幅2100mm、奥行500mm）からクレーンで製品（長さ1m60cm、重さ65		

12	9~10	kg) を取り出す際に、製品が斜めに傾いたので確認してみると、ピンが固定されていることに気づき、クレーンで元の位置に戻そうとしたところ、途中で製品が治具に引っ掛かり、はまらなかった為、手で製品の頭を持って振ったところ、製品は治具にはまったが、その際に治具と製品との間に右手の薬指（手袋は装着していた）が挟まり受傷した。	38	30~ 49
12	16~17	工場内において、フライス盤を使用し部品の側面を削っていた際、切削工具を止めずに手前にあったゴミ（切粉）を取ろうとした瞬間、誤って回転工具と加工部品の間に右手示指が巻き込まれ負傷した。	23	10~ 29
12	11~12	当社5号工場において、タレットパンチプレス機で貯湯タンク外板の製造作業中、スチール板の端材を樹脂製コンテナ（600mm×500mm×350mm、重量約50kg）に入れ、鉄製のバツカン（1100mm×1100mm×500mm）に中身を移すため、被災者と2人で樹脂製コンテナを持った。鉄製のバツカンの縁に樹脂製コンテナを置き、樹脂製コンテナが滑らないように樹脂製コンテナ底部に左手を添えて傾けたとき、誤って左拇指を樹脂製コンテナと鉄製バツカンの間に挟み、骨折負傷した。	41	50~ 99
12	8~9	2階工場にて線材加工中、ネジ切機械のローラーに手指が巻き込まれ、右中指第一関節辺りから切断・粉碎骨折し、右人差し指の腱断裂及び骨折を負った。	56	10~ 29
12	10~11	工場内でレベラー（機械）の部品（カール鉄製、W30×H22×L33、重さ40kg）にベアリングを入れる作業中、90度部品を回したときに受け台が外れ、部品が傾き、角が左手小指先に落ちて欠損した。	40	30~ 49
12	13~14	部品加工中、加工が終わるまでに寸法計測をしようとしていたが、内線電話が掛かってきて、それに対応した。その後、電話対応したことにより加工が終わるまでの時間が短くなったので、急いで寸法計測を行おうと、機上に置いていた計測器具を取ろうとしたとき、回転中の工具に衣服のボタンが引っ掛かり巻き込まれた。	68	10~ 29

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)